

一 般 質 問 要 旨

自由民主党広島県議会議員会
石橋良三

石橋良三議員一般質問項目

- 1 教科書採択について
- 2 高等学校における日本史について
- 3 道徳教育について
- 4 教職員の処分に対する人事委員会の修正裁決について
- 5 本県の教育改革について

皆さん、おはようございます。私は、自由民主党広島県議会議員会の石橋良三でございます。早速、質問に入らせていただきます。

さて、去年は、我が国にとって大きな節目の年となりました。即ち、戦後永きに亘って政権を担ってきた自由民主党が、総選挙により未曾有の敗北を喫し、民主党を中心とする連立政権が成立したことであります。

この事実は、単に政権が入れ替わったというような生易しいものではなく、戦後、我々が曲がりなりにも信じ、踏襲してきた、保守政治からの脱却を意味する革命的な大変革なのであります。思えば、敗戦後、米国による「初期対日占領方針」によって示された、日本弱体化計画によって、多くの制度が改変されたのであります。特筆されるものに、日本国憲法、教育基本法、更には皇室典範があげられるのであります。

そして、セックス・スポーツ・スクリーンといういわゆる3S政策の下、本格的な弱体化政策が、独立回復後も途絶えることなく、今日まで続いているのであります。

幸い、安倍内閣の下、戦後六十年続いた旧教育基本法の改正がなされたことは誠に喜ばしい限りでありました。

しかし、また、平成五年、日米貿易摩擦の中、当時の宮沢首相とクリントン大統領によってなされた日米構造協定をきっかけとして、それぞれがお互いにその年の要望を述べ合う「年次改革要望書」を取り交わすに至ったことは、新たなる占領政策の展開とも言うべき事態であったのであります。

米国からの要望は誠に厳しく、政治・経済・文化・産業・司法・マスコミ・医療など、あらゆる分野に亘り我が国のあり方の根底にまで及ぶものであります。小泉内閣の時に強引になされた郵政民営化などは正にその象徴的なものであったのです。

代表的な要望事項を挙げてみるだけでも「郵政民営化」、「建築基準法」、「司法制度改革」、「医療制度改革」、「労働者派遣法の改変」など、近年問題化している多くの問題は、全てこの「年次改革要望書」において記載されていたものばかりなのであります。これらは、正に米国の国益に合致するものであり、我が国にとっては不利益であってもグローバリゼーションの名の下に、我が国のあり方は次々と破壊されてきているのであります。

一方、民主党政権になり、衝撃的な出来事がありました。

昨年十二月に与党幹事長の小沢一郎氏は、民主党国会議員約百四十名を含む、六百名を引き連れて訪中し、胡錦濤・国家主席に対して「日本解放の戦いはまだ済んでいない。七月に最後の決戦がある。私は人民解放軍の野戦司令官として頑張っている」と述べたのであります。

小沢氏の言う「日本解放」とは一体何でありましょうか。これを調べているうちに、一つの論文に出会ったのであります。それは中央学院大学の西内教授が、昭和四十七年に偶然入手した中国の対日謀略に関する秘密文書でありました。それは、中国共産党の「日本解放第二期工作要綱」と云われるものであります。この文書には、基本戦略として以下のように書かれています。

「日本の平和解放は、以下の三段階を経て達成するとし、まず、第一期工作の目標として、我が国との国交正常化、第二期工作の目標として、民主連合政府の形成、第三期工作の目標はというと、日本人民民主共和国の樹立、そして天皇を戦犯の首魁として処刑する」としているのであります。

これに則って言えば、民主党を中心とした連立政権ができたことは、正に第二期工作目標である、民主連合政府の形成が成されたことになり、最終目的である「日本人民民主共和国の樹立」に向けての動きが始まったといえるのであります。

「大衆世論誘導工作」「マスコミ工作」「対自民党工作」などという項目が並び、その中で、具体詳細の方策が書かれていますのであります。

マスコミ工作に例をとるならば、「強調せしむべき論調の方向」として、「人間の尊重、自由、民主、平和、独立の強調」と記しており、「ここに言う「人間の尊重」とは、個の尊重、全の否定を言う。「自由」とは、旧道徳からの解放、本能の開放を言う。「民主」とは、国家権力の排除を言う。「平和」とは、反戦、不戦、思想の定着促進を言う。「独立」とは米帝との提携の排除、社帝ソ連への接近阻止をいう。」と、言葉の定義を歪め、大筋においてこの工作文書の目指す方向に、我が国は誘導されてきたのではないかと思われてならないのであります。

更に、国民道徳の破壊を企画したと思われる「テレビ・ラジオ」についての工作では、「具体的な方向を示せば、「性の解放」を高らかに謳い上げる劇又は映画、本能を刺激する音楽、歌謡等は望ましい反面、スポーツに名を借りた「根性もの」と称される劇、映画、動画、または歴史劇、映画、歌謡並びに「ふるさとの歌祭り」等の郷土愛、民族一体感を呼び醒ますものは好ましくない。」としています。

事実、世界のテレビ番組で日本ほど愚かしい番組が多い国はないと云うことを見ても、この方針に沿っていると云わざるを得ないのであります。

「出版」の項目では更に露骨に「デンマークの進歩を見習え」として、出版界における「性の解放」を大々的に主張せしむべきで、春画、春本の氾濫は望ましい。」としています。現実、コンビニエンスストアに行けば、アダルト関係の写真雑誌が氾濫しているのはご承知の通りであります。インターネットの拡大が更に拍車をかけ、もはや過激な性情報は青少年でも手軽に入手され、その人格形成を著しくゆがめているのであります。

つぎに、政治家への工作としては、「各党の役職者及び党内派閥の首長、有力者については、その秘書、家族、強い影響力を持つ者」に至るまで調べ上げて接触し、更には「議員身上調査書」の拡充を期し、公私生活の全貌を細大漏らさず了解する」とあります。

恐らくは昨年十二月の小沢訪中団などは、その対象となっていることでありましょう。また「対自民党工作」では、「自民党を解体し、多数の小党に分裂せしめる。」に至っては、まさに小沢氏がこれまでにやって来たことであり、これからも推し進めようとしていることなのであります。

そして、アメリカによる日本の占領政策を褒め称えている、「米帝が日本の教育理念、制度を徹底的に破壊し、国家・民族を口にすることが、あの悲惨な敗戦を齎した軍国主義に直結するも

のであると教育せしめたことは、高く評価されねばならない。」との一節を見ますと、自らを「永遠の日教組組合員」と標榜する民主党参議院議員会長の輿石東氏が、日教組大会において、「いよいよ日教組の出番だ」、「教育の政治的中立などといわれても、そんなものあり得ない」と言っている姿が浮かんでくるのであります。

正に中国共産党政府に覚え目出度き政権が、現在日本を牛耳っているということを肝に銘じる必要があると思うのであります。

国際社会はそうにしたたかであり、我が国もこのままならば、間違いなく第二のチベット、第二のウイグルになるであります。

すでに中国外務省は、「二千五十年の国家戦略」の中で、韓半島は朝鮮省、日本海を東北海、日本を糸魚川の線で真っ二つに割り、西を東海省、東を日本自治区とした絵図を描いているのであります。

現実に中国は、民主党を中心とした連立政権を利用し、この政権をして、外国人参政権法案や、選択的夫婦別姓法案、人権擁護法案など売国法案を次々と成立させ、合法的に日本を占領してしまふ戦略だと思えるのであり、このような法案が、もし成立するようなことにでもなれば、間違いなく、我が国は取り返しのつかない、壊滅的打撃を受けることになるのであります。

危機は、我々が思っている以上に、身近に迫ってきていることを思い知らなければならないのであります。

また、この様な危機の中にあつて想起されるのは、かつて我が国の政治家は、天皇陛下の大御心を規範として、国益を害する政争を和らげたという話であります。国益とは、国民共通の利益であり、時には、私の利益に反することもあるであります。国益も私益も共に重要なものなのであります。この二つが統合されて一つの政治として、公の利益と私の利益を調和し、最大多数の最大幸福を見出すこと、これが真の民主主義の原理であり、これは正に、天皇と国民が力を合わせて共にこの国を治める「君民共治」という我が国の国体と合致するものであると云えるのであります。

私たちが地方議会といえども、今最低限意識せねばならないことは、日本人として、天皇を中心とした我が国の国体について思いを深くすることなのであり、この国のかたちは、世界中の国々が羨ましがる、世界に誇るべき国家であることを自覚すること、このことが国を愛することなのであります。

我が国の国益とは何なのか、逆の言い方をすれば、我が国の不利益とは何なのか、如何なる政権下においても、常にこのことを求め続け、実践していくのが、政治の原理原則なのであります。私は、このような思いで質問に入らせていただきます。

まず、改正教育基本法に基づく新たな教科書採択についてであります。

申し上げるまでもなく、学校において使用される教科書というものは、これを使用して学ぶ子供達のもとより、教師や保護者にとりましても「教育の拠り所」となることはもちろんであります。

また、これが、その国の将来の姿を映し出す鏡ともなる、極めて重要なものなのであります。

こうした中、改正された教育基本法の理念を踏まえた学習指導要領の改訂も行われ、これに基づく新しい教科書が、平成二十三年度の小学校での全面実施を最初とし、中学校、高等学校と段階的に表舞台に立つことになるのであります。

文部科学省では、「教科書の採択にあたっては、教科書の装丁や見映えを重視するのではなく、内容を考慮した、十分な調査研究が必要である」こと、そして「教育基本法等の改正や新しい学習指導要領の趣旨を踏まえ、各採択権者の権限と責任の下に、十分な調査研究が行われ、適切な採択がなされることが必要である」と、適切な対応を求めているのであります。

さらに、教科用図書検定基準においては、教育基本法に示された、知・徳・体の調和、自己実

現を目指す自立した人間、公共の精神、国家・社会の形成への主体的な参画、そして我が国の伝統と文化という教育の目標、さらには学校教育法及び学習指導要領に示す目標を達成するための教材であることを明確にしたのであります。

その上で、教育基本法に規定した「教育の目的」と「目標」に一致し、また、「学習指導要領に示す教育の方針などや各教科の目標に一致していること」、などの審査基準を明確にしたところでもあります。

こうした中、これから行われる教科書採択にあたっては、改正教育基本法に基づいた学習指導要領、これに基づいた検定基準、それに一致した教科書採択基準でなければならない、さらに、これに則った教科書の調査研究が行われなければならないと考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

次に、我が国の歴史や文化に対する理解を深める高等学校の日本史についてであります。

次代を担う子供たちが、厳しさを増す国際社会の中で生き抜いていくためには、何よりも自国への理解と愛情がなければなりません。その源泉となるものこそ、自国の歴史なのであります。

しかしながら、現行の教育課程の中で、子供たちが自国の歴史を身につける機会は極めて不十分な現状があるのであります。

小学校、中学校では社会科の中で、歴史の大きな流れを学ぶに過ぎず、高等学校における地理歴史の教科でさえ、必修化されているのは「世界史」であり、「日本史」を学ぶ機会は選択科目に過ぎないのであります。

つまり、大多数の子供たちは、日本の歴史を知らずに、高等学校までの教育課程を修了し、社会に出てしまうということなのであります。これでは、厳しい国際社会の中で、日本人としてのアイデンティティを守り、国際競争に伍して行くことはできないのであります。

自国の歴史を知らないということは、国際社会においてはそれだけで軽蔑されても仕方のないことなのであります。そのような教育課程は、欠陥そのものであり、自国に誇りを持つ他の国々の青年たちに対して、大きなハンデを持つことになり、結果として、本人もさることながら、我が国自体が軽視されることになるのであります。

こうしたことから、私は、新しい学習指導要領において、日本史は必修化すべきであると考えておりましたが、残念ながら見送られてしまったのであります。

先般、東京都においては学習指導要領で選択科目とされている「日本史」について、早ければ平成二十三年度から全ての都立学校で必修科目とする方針を決めたことが明らかにされ、そのほかでも、神奈川県や政令指定都市の横浜市において、実施する予定であると聞いております。

私は、少なくとも我が県の子供達が、国際社会の中で恥をかかないためにも、この日本史を必修化することは必然であると思いますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、道徳教育の推進についてであります。

近年における我が国の教育再生への道筋というものを振り返る中で思い起こされますのは、平成九年に神戸市で起きた、中学二年生による小学生連続殺傷事件をはじめとし、世の中を震撼させる事件が相次ぐ中、「心の教育」の必要性というものが強く求められてきたということでもあります。

しかしながら、学校現場においては、到底「道徳教育」ができる状況にはなかったということについて、元文部科学省の教科調査官であった押谷氏は、「道徳教育の充実が叫ばれ、国民の期待も極めて高いにもかかわらず、学校現場では、依然として「道徳の時間」について十分な理解がなされていない」、「日教組を筆頭に、道徳教育に対し多くの批判が展開された」と証言しているのであります。

また、平成十二年の参議院文教科学委員会において「道徳の教科書がない」ことを指摘し、「道徳の冊子を作るべきではないか。」と提案されたのは、かねてから本県はさることながら、我が国の教育の荒廃に大変心を痛めておられた、参議院議員の亀井郁夫先生であります。

こうしたことが、後に「心のノート」が誕生する契機となったのであります。本県では「心のノート」について、「自己の生き方について考え、道徳性を育むものである。同時に家庭や地域と学校をつなぐ役割を果たすものであり、県内全ての学校で活用している。」と大きく評価されておりますし、私も、本県における道徳教育の充実にあたって、極めて効果的な活用がなされているものだと考えております。

こうした道徳教育の充実を図る取り組みの中、新政権の下に実施された事業仕分けでは、この「心のノート」について「自治体の判断により実施すべき」などとして大幅な予算削減を求めたのであります。

私は、こうした新政権の道徳教育に対する否定的な姿勢というものは、各地方に極めて深刻な影響を与えるのではないかと考えています。

そこには、道徳教育に反対する教職員組合の主張が学校を支配し、道徳教育自体が疎かに扱われていくことを、政権が後押しているということに他ならないのであります。

事実、日教組は、その政策提言集において、「学習指導要領は、点数学力の向上や徳育を重視したのではなく、憲法、そして子供の権利条約の理念を踏まえた上で、一層の大綱化・弾力化を進めること」とし、「学力向上」や「道徳教育」の否定を主張しているのであります。

私は、新政権の価値観というものが、地方において振り回されることなく、道徳教育の充実を期するべきだと考えているのであります。

そこで、全国に先駆けて道徳教育に取り組んできた本県の知事として、こうした新政権による道徳教育に対する姿勢をどのように考えておられるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

また、本県での道徳教育の更なる充実に向けたゆるぎない決意を、教育長にお伺いいたします。

次に、教職員の処分に対する人事委員会の判断についてであります。

教育長は、これまでも「子供達は私達の姿を見て育ちます。」、と教職員にメッセージを發し、不祥事の根絶に向けて懸命に取り組んでこられたところであります。

しかし、こうした中であって、平成二十年には、小学校の校長が、こともあろうに、校長室で女性職員に対しセクハラ行為を行うという、言葉を失うような事案が、発覚したのであります。

この言語道断とも言うべき事案に対し、教育委員会は、事実に基づいて慎重に判断され、教育行政の威信をも懸け、その校長を懲戒免職処分にしたのであります。

しかし、この校長は、自らの犯した行為を、深く省みることもせず、こともあろうに人事委員会に対して不服申立てをしたのであります。

そして、これを受けた人事委員会は、本年一月、教育委員会の決定を覆し、停職処分に軽減するという裁決を下したというのであります。

私は、事情はどうあれ、教育者としてのトップである校長が、しかも子供達が学ぶ場、その学校内の校長室でセクハラ行為に及ぶという、前代未聞の不祥事に対し、当事者間だけの問題ではない、校長の職にあるものとしての道義的責任も厳しく問われなければならないし、もはやこの者は、教育者たり得ないと判断することが相当ではなかろうかと思うわけであります。

教育委員会は、この事案について、どのような理由により懲戒免職処分としたのか、まずは教育長にお伺いいたします。

この判断の示すものは、教育公務員としての常識を逸脱した行為に対し、これを学校現場に帰すことを許すか否かということであり、これを許すとした人事委員会の判断は、教育委員会の極めて重い決断を軽んじた上に、結果として、この者を学校に復帰させ、教育者として子供はもとより、保護者の前で教育にあたらせるとする、到底考えの及ばない判断であると思うのであります。

仮に、このような事案が、私立の学校で生じたならば、問答無用の中で、直ちに解雇されるのが常識なのであります。

ここには、民間と公務員との明らかな違いがあり、懲戒に対する公務員の意識の甘さ、さらには、責任意識の希薄さを痛感せざるを得ない事実なのであります。

そのような良識をも疑わせる判断をされた人事委員会ではありますが、そこには、教育委員会の判断とは異なる、どのような理由があつて処分を覆したのか、人事委員会委員長にお伺いいたします。

さて、この事案により、保護者、子供達に与えた教育への不信感というものは、到底拭いきれない、取り返すことのできない問題であると考えるのであります。

教育行政は、常に中立・公正に行われなければならないのであり、中立・公正を旨とし、教育者とはどうあるべきかを考えた教育委員会の処分というものは、任命権者としての極めて重い決断であつたと考えるのであります。

こうした決断に人事委員会が異を唱えたことは、教育に対する不当な介入に値する程の重大な問題ではないかとさえ思うのであり、あえて申し上げると、このような禍根を残した判断というものが、二度と繰り返されることがあってはならないということを強く思うのであります。

そこには、人事委員の選任に同意した、我々議員にも責任があるのではないかと、私自身、極めて遺憾であると思っておりますし、このような判断があつていいのかと、議員各位の良心にも問いかけたいと思う次第でもあります。

そこで知事にもお伺いいたします。

県の行政機関のトップとして、また、人事委員を任命している立場として、人事委員会が教育委員会の判断を覆したこの事案について、どのように考えているのか、知事の御所見をお伺いいたします。

さて、我が会派を代表して杉西議員が教育改革への知事の決意を正したところ、知事は、「是正指導以降の成果と課題を踏まえ、これまで築いてきた教育改革の取組を後退させることは許されない。」と、その決意を述べられたのであります。

しかし、そうした知事の決意とは裏腹であるとも思える状況が、今ある国の教育政策であります。まさに日教組に近い新政権の動向というものが、地方に、そして教育現場に一方的に、いらぬ混乱を与えているのであります。

多くの教職員は崇高な使命を自覚する中、真に子供達の希望ある将来を支えるために渾身の努力を続けているのであります。

しかし、わずかに二十五・六％という組織率、そうした一部の教職員による日教組という組織が、「私達は公教育の中心にいる。」と標榜してはばからないのであります。

そしてその暗い影というものが、新政権の中に蔓延り、全国の教育現場の中にひたひたと染み込んでいくのであります。

かつて本県教育を荒廃させた教職員組合の様々な主張というものが、教育現場を混乱させてき

た、そうした動きが再び頭をもたげかねないかと、多くの教育関係者は、危惧しているのであります。

事実、福山市の「全国学力・学習状況調査」に参加しないという、まさに耳を疑うような対応に、その表れを見るのであります。教育長は、「福山市に対して、児童生徒一人一人の状況を的確に把握する方策を工夫し、授業改善を着実に進めるよう指導する。」と、苦渋の答弁をされました。

「方策を工夫する。」とは何なのか、全国学力テストに参加しない中で、どのようにして的確な把握を行うのかということであり、本県では他の二十二の市町全てが参加することをみても、これが最も効果的であるということなのであります。

こうした福山市の対応は、確実に教育改革の後退を招いているのであり、この事実を突きつけられた福山市の子供達、そして保護者にとっては、何故、福山市だけがこうした不利益を蒙るのかと、そうした極めて深刻な思いを察するのであります。

さらに申し上げますと、先ほど指摘した「心のノート」を活用した道徳教育の後退も招くのではないかとも思えるのであります。

私は、こうした本県で生起している全国学力テスト、そして教育委員会の威信をかけた決断、これを覆した人事委員会の判断、さらには、心のノートにも表れた新政権が与える影響、こうした現実に直面したときに思うのであります。

かつて、本県が陥った教育荒廃への歴史の中には何があったのか、ということでもあります。

今から四十年ほど前、実は、そこにあった小さな綻びを見逃したのであります。

それは同和対策事業特別措置法の施行に伴って起こってきた、同和教育基底論であります。その後、幾多の綻びを見逃し、いや、その綻びを見て見ぬ振りをしてきたのであり、臭いものに蓋をしてきた事実があるということなのであります。

こうした過去を再び繰り返そうとしている今、私達は、もう一度、多くの犠牲の中で、教育の正常化に向け、血の滲むような努力してきたことを思い起こし、決して、後戻りしない、させない決意を、見える形にしなければならないのであります。

そこで、福山市が全国学力・学習状況調査に替わる方策を示すことなく、これに参加しないとしていることについて、これまでどのように指導してきたのか、その上で、その理由をどのように把握しているのか、教育長にお伺いいたします。

また、人づくりへの挑戦を第一に掲げられている知事にお伺いいたします。

今一度、原点に立ち返り、人づくりに取り組む決意を示されておりますが、そこにある人づくりというものは、どのような人間像を目指した人づくりであるのか、その目指されるところをお伺いいたします。

道義なき国家も、道義なき県も衰退していくのは自明の理であります。

進むも地獄、引くも地獄。この危機を乗り切るのは、目先のテクニックではなく、少なくとも指導者、幹部たちが、県民・国民に対し、真に道義心を持って接してきたか、またその事に身を捨てる覚悟があるやなきやにかかっているのであります。

即ち、責任の取り方なのであります。

もし、我が県政の品格を問われたとしたならば、何と答えれば良いのか、私自身、自問自答している日々なのであります。

我が県の、我が国の光明あらんことを願って、質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。